○厚生労働省令第九十七号

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第三十七号）の一部の施行に伴い、及び健康増進法（平成十四年法律第百三号）第十九条の四の規定に基づき、健康増進法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年五月十九日

厚生労働大臣　田村　憲久

健康増進法施行規則の一部を改正する省令

健康増進法施行規則（平成十五年厚生労働省令第八十六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（健康増進事業に関する情報の提供の求め） **第四条の三**　法第十九条の四第一項の規定により市町村が他の市町村（同項に規定する他の市町村をいう。以下この条において同じ。）に対して提供を求めることができる情報は、当該他の市町村が住民に対して行った前条各号（第四号及び第五号を除く。）に掲げる事業（以下この条において「検診」という。）に関する情報のうち、次に掲げるものとする。 一　検診（精密検査（既に行われた検診の結果に基づき、より精密なものとして行われる検診をいう。第三号において同じ。）を除く。次号において同じ。）の受診の有無 二　検診を受診している場合にあっては、次に掲げる情報 イ　当該受診の年月日 ロ　当該検診を実施した機関の名称 ハ　当該受診時における当該住民の年齢 ニ　当該検診が当該住民に対して個別的に実施されたものであるか又は集団的に実施されたものであるかの別 ホ　当該検診の結果	（新設）
（新設）	三　精密検査が必要である旨の通知があった場合にあっては、次に掲げる情報（ロから二までに掲げる情報については、当該住民が当該精密検査を受診している場合に限る。） イ　当該精密検査の受診の有無 ロ　当該精密検査の受診の年月日 ハ　当該精密検査を実施した機関の名称 ニ　当該精密検査（前条第三号及び第六号に掲げる事業に係るものを除く。）の結果 （情報通信の技術を利用する方法） **第四条の四**　法第十九条の四第二項の厚生労働省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。 一　電子情報処理組織を使用する方法のうち、イ又はロに掲げるもの イ　送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法 ロ　送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法 二　磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができるものをもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法 2　前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。